2019（令和元）年度博士論文要約

現代スコティッシュ・ナショナリズムの政治社会学的考察

—— 独立住民投票とナショナリズムの変容 ——

髙橋誠

1. 本稿の目的

1707 年にスコットランドはイングランドと合邦し、グレイト・ブリテンを形成した。スコットランドの議会は廃止され、ウェストミンスター議会がグレイト・ブリテンの議会となった。

合邦以降、18 世紀中頃まで度々ジャコバイトの乱が起こり、ユニオンは必ずしも安定したものではなかったが、それでもそれは次第に根づいていき、300 年以上スコットランドはイギリス[1]という国家を構成してきた。歴史家のコリン・キッドによれば、1746 年にジャコバイトの乱が制圧されてから 1970 年代ごろまではユニオン自体を当然視するユニオニズム（banal unionism）の時代であった（Kidd: 2008）。1934 年に結党したスコットランド国民党（the Scottish National Party）も結党当初はイギリスからの独立を掲げていたわけではなく、自治を目的としていた。

そうしたユニオニズムに変化が生じ、スコットランドのイギリスからの独立を視野に入れた政治的ナショナリズムが台頭してくるのは 1960 年代後半からである。1974 年 2 月、10 月の 2 度の総選挙では、スコットランド国民党がそれぞれ 7 議席、11 議席獲得し、10 月の選挙では得票率に関しては保守党を上回った。ナショナリスト政党の台頭は、労働党と保守党が立法的権限の移譲を議題にのせることを迫った。1979 年にはスコットランド議会の設置を問うレファレンダムが行われ、結果は賛成票が上回ったものの、有権者の 40% 以上の賛成票という条件には至らず、議会設置は見送られることになる。

レファレンダム直後に労働党政権の不信任案が可決され、総選挙を経て保守党政権が誕

[1] グレイト・ブリテンおよび北アイルランド連合王国の一般的通称としてこの語を用いる。

生した。同選挙でスコットランド国民党は議席を大幅に減らした。以降総選挙では 2015 年まで同党は 10 以上の議席を獲得することはなかった。サッチャー率いる保守党政権は当初からスコットランドで不人気であった訳ではないが、1987 年の総選挙では議席を大幅に減らし、スコットランドでは 72 議席中 10 議席を獲得したに過ぎなかった。それにもかかわらず、広く批判を呼んだ人頭税の導入を他の地域より 1 年早くスコットランドに導入した。それは、労働党、自民党に加え、スコットランド労働組合や教会など市民社会の結束を生み、スコットランド国制会議の立ち上げを結果することになる。

スコットランドの「確固たる意志」を受けて、1997 年に政権に返り咲いた労働党はスコットランド議会設置を問うレファレンダムを実施した。議会設置の賛成率は 7 割を超え、スコットランド議会は「再開」された。1998 年にはスコットランド法にもとづいて留保権限以外の権限がスコットランドに移譲され、1999 年には第 1 回スコットランド議会選挙が行われた。ヴァーノン・ボグダノーは、政治社会（political societies）はどのようにしてまとまりを保つのかというのは政治科学者を長年悩ませてきた問題であり、それに対するブリテンの伝統的な解答は不可分の中央議会に政治的権威と責任を集中させることであったが、それとは異なるオルタナティブな解答も可能であり、それが権限移譲であったという見解を示している（Bogdanor 2001: 298）。

2007 年に実施された 3 度目のスコットランド議会選挙では、スコットランド国民党が過半数議席獲得には至らないものの労働党の議席を上回り第一党となった。2011 年の議会選挙では選挙制度的には困難とされていた過半数議席を獲得することになる。有権者の独立支持率は 30%程度を推移し、スコットランドの独立支持がスコットランド国民党への投票を結果したわけではなかった。それでも、スコットランド国民党政権は中央政府との政治的交渉にのぞみ、独立住民投票実施に関する合意が 2012 年 10 月に結ばれた。

スコットランドのイギリスからの独立を問う住民投票は 2014 年 9 月 18 日に実施された[2]。それは、300 年以上続いてきた合邦条約の解消を問う住民投票であった。

直前の世論調査では独立賛成率が反対率を上回ったこともあったが、実際の住民投票では賛成率 44.7%、反対率 53.3%となり、スコットランドはイギリスにとどまることが決定した。従来の調査では独立支持率が 3 割を推移していたことを考慮すれば、意外に高い賛成投票率であったと解釈できるだろう。

独立に対する反対多数は現状維持を意味せず、独立住民投票はイギリス国制の変容をも

[2] 選挙権を考慮して referendum の訳を住民投票とした。以下で言及するイギリスの EU 残留/脱退をめぐるレファレンダムに関しては国民投票という訳を用いる。2 つのレファレンダムにおけるフランチャイズの違いは第 5 章の論考対象のひとつである。なお、その他の referendum はレファレンダムという表記を用いる。

たらす契機となり、独立住民投票直後にイングランドとスコットランドそれぞれの統治のあり方を問う「イングランド問題」と「スコットランド問題」が関連づけられ、それぞれの解決案が提示された。スコットランドには 2016 年スコットランド法にもとづいて、社会保障政策や税政策権限の一部を含むさらなる権限移譲がもたらされた。権限移譲によってイングランドとスコットランドの政策の乖離が生まれてきている。

2015 年 5 月のイギリス総選挙では、スコットランド国民党がスコットランド 59 議席のうち 56 議席を獲得するという「乗っ取り」(takeover) が起きた。2016 年 5 月のスコットランド議会選挙では、マニフェストにスコットランドの意思に反してスコットランドがヨーロッパ連合からの脱退を余儀なくされる状況といった重大な変化が起きた場合には、2 度目の独立住民投票を実施することを明記して、スコットランド国民党はスコットランド議会選挙で第一党となった。

2016 年 6 月 23 日には イギリスのヨーロッパ連合残留／離脱を問う国民投票が実施され、離脱票が上回った。ただし、スコットランドでは 62%が残留票を投じ、32 全てのカウンシルで残留票が上回ったため、住民投票実施の議論が再燃するかに思えた。

しかし、5 年任期固定法を前倒しし実施された 2017 年 6 月のイギリス総選挙では、スコットランド国民党は前回から 21 議席減らし、長年スコットランドでは低迷していたスコットランド保守党の議席が前回の 1 議席から 13 議席することになる。

ヨーロッパ連合離脱の決定は、スコットランドの政治勢力図に変化をもたらす一方で、政治社会のまとまりを保つ方策である権限移譲のあり方にも影響を及ぼしている。ヨーロッパ連合からの離脱通知のプロセスや離脱に関する法律が、2016 年スコットランド法で法的地位（statutory footing）を得た習律に反する事態も生じている。スコットランド国民党はそれを問題化している。

こうした政治的・国制的変化のなかで、本稿で論じるのは、主に 2007 年スコットランド議会選挙でスコットランド国民党が第一党になってから 2018 年 7 月の「権利の要求」動議に関する議論までである。特に 2014 年 9 月のスコットランドのイギリスからの独立を問う住民投票を中心的な論考対象に据える。

本稿の目的は、この期間のスコットランドの政治的・国制的変化をナショナリズムという視角から理解することにある。また、ナショナリズムによってもたらされた政治的・国制的変化がどのようにナショナリズムに作用するかということの理解も試みる。

2. 分析視角

本稿ではスコットランドの研究者であるマイケル・キーティングとジェームス・ケネディに依拠して、分析的定義としてのナショナリズムを以下のように捉えて論考を進める。

現代スコットランド政治の代表的な研究者であるマイケル・キーティングはネイションとナショナリズムを次のように定義する。

> ネイションは客観的なものでも単に主観的な心情でもなく、人びとが信念を共有し、社会的・政治的生活を形成していくほどうまくいく間主観的な構築物である。ナショナリズムはこうした政治的共同体の意識形成のための政治的プログラム、そうした共同体が国制的権力（authority）の第一の基盤であるべきであるという信念のことを指す。（Keating 2017: 533）

20 世紀初頭のケベックとスコットランドにおけるリベラリズムとナショナリズムの関係の研究者であるジェイムス・ケネディは、2018 年の「ブリティッシュ諸島における結合した（conjoined）ナショナリズムとリージョナリズムの台頭」という論考で、ナショナリズムを「ネイションの政治的・文化的地位が向上されるような取り決め（arrangement）を探る政治的プロジェクト」と定義する（Kennedy 2018: 323）。

分析的定義としてのナショナリズムをこのように捉えたうえで、本稿では著名な法学者であるとともにスコットランド国民党にも深く関与したニール・マコーミック（Neil MacCormick）やスコットランド国民党の政治的指導者、そしてスコットランド国民党政権がナショナリズムをどのように理解していたのか、あるいはナショナリズムをどのように実践したのかという点の理解を試みる。ここで必要なのは、当事者の「実践的カテゴリー」（category of practice）と研究者の「分析カテゴリー」（category of analysis）の区別に対する配慮である。簡潔に述べれば、研究者によるネイションやナショナリズムとは「〜である」といった規定と、当事者がネイションをどのように認識し、そうした「ネイション」というカテゴリーにもとづいて何を語り、どう活動するのかを理解することを区別するということである[3]。

キーティングは 2009 年に出版した『スコットランドの独立』で、スコットランドのナショナリズムという「ユニオンへの挑戦」は、機能的変化、世論、政治指導者の戦略、制度というそれぞれ影響しあう多元的な視角から説明する必要があるとする（Keating 2009: 5-10）。必ずしもこのうちのすべての視角から論じるわけではないが、本稿も多元的な視角から近年のスコティッシュ・ナショナリズムの理解を試みる。キーティングが挙げていないアイデアという視角も取り入れる。それが、本稿第 2 章でニール・マコーミックの主権論やナショナリズム論に注目する理由である。

イギリス国制の研究者であるボグダノーは、「憲法」という語には 2 つの意味があるとす

[3] この区別に関しては、Brubaker（1996）と彼の論考を敷衍した佐藤（2017）を参照。

る（Bogdanor 2009）。ひとつが特定の時点に制定された政府規制に関するルールの集合である。もうひとつは秩序のある社会に必ず付随するような意味での「憲法」であり、政府機関のあいだの権力配分や政府と個人の関係に関するルールの集合である。もっとも大きな違いは、ルールの集まりがひとつの文書に書き下ろされているかいないかにある。イギリスには成文憲法は存在しない[4]。それでも、ひとつの文書にはまとめられていないものの、ルールのコレクションは存在するのである。

ボグダノーは、イギリスに成文憲法が存在していないことをイギリスにおける唯一の統治システム原則が議会主権に存することの一つの要因であるとする（Bogdanor 2009: 12）。議会主権原則はイギリス国制に関する古典的な文献である A.V. ダイシーの『憲法序説』（Dicey 1915=1983）でも明確に説かれている。『憲法序説』はいまだに乗り越えられていない「生きた著作」（living work）とされるが（Bogdanor 2009: xii-xiii）、マコーミックは議会主権原則とスコットランドの主権原則を対比している。

端的に述べれば、スコットランドの主権原則は国民主権であるというのがマコーミックの主張である。国民主権原則は 1989 年の「権利の要求」、マコーミックも起草に携わったスコットランド国民党による 2002 年、2014 年憲法草案でも謳われており、また 2018 年 7 月に開かれた下院での「権利の要求」議論でもスコットランド国民党の議員による主張の土台をなしている。こうしたことからも、現代スコティッシュ・ナショナリズムを理解するにはマコーミックの主権論、ナショナリズム論を検討することが必要になるといえる。

マコーミックとの関連でもう一点述べると、彼がナショナリズムを実存的ナショナリズムと実用的ナショナリズムに二分していることである。この二分法については第 2 章で述べるが、実存的／実用的ナショナリズムは山口定による「正統性」と「正当性」の整理と関連づけて検討できると考える。

山口は『政治体制』の終章「「正統性の危機」と政党制の再編成」（山口 1989: 270-298）で、近年の政治体制や政治システムがその「効用」、「効率」、「公正」といったパフォーマンスによって評価されることが一般的となっているため、マックス・ウェーバーによる「権力の正統性」の類型論にみられるような伝統的な正統性理論の正当性が問われていると主張する。つまり、政治学において「正統性」は、「「政治体制」のあり方に関する市民の価値的な評価」（山口 1989: 272）と関連づけられて理解されてきたが、「政治システム」の「効用」や「効率」に関する問題を扱うためには、「正当性」という包括的な観念を用いる必要性があるという見解を示すのである。さらに、「政治システム」は「政治体制」、「政府」、

[4] 君塚によれば、イギリスには成典憲法が存在しないこともあり、「わが国のイギリス史学では、「コンスティテューション」の訳語には「国制」という日本語をあてることが多い」（君塚 2015: 95）。本稿も基本的にはこれに倣う。

「政治的共同体」によって構成され、それぞれに対する評価という「正当性」問題があり、例えば政府の「正当性」にとっての問題には経済成長や失業、福祉が含まれるという（山口 1989: 279）。

それでも、「効率」や「効用」ではなく、非物質的価値と政治体制の関係という「正統性」の問題がかならずしも消失したわけではないことを指摘する（山口 1989: 294）。ただし、「正統性の危機」の一つである「国民国家の形成と統合に関する危機」、つまり「政治的共同体の基幹部分が解体したり、……相互間の戦争になったりすること」は、「言語・文化・宗教・民族」などの「クリーヴィッジ」を乗り越えた自由民主主義国家ではもはや考えにくいとする（山口 1989: 296）。

イングランドとスコットランドの戦争が生じることは考えにくいが、現在でも政治共同体の結合について問われていることは明らかであり、スコットランドでは獲得議席数の少ない保守党がイギリス全体では政権を担うことに対する「民主主義の欠損」の訴えや、マコーミックが展開するイングランドとスコットランドの主権原則の違いなど非物質的な価値に関する「正統性」議論は影響力をもっているといえる。一方で、スコットランド政府が掲げるより豊かで公平な社会の実現という「効用」や「公正」に関する「正当性」議論も展開されている。本稿では、「正統性」に関わる主権論、国制的取り決めと、「正当性」に関わる経済戦略、政策策定・実施の双方を論じることで、近年のスコットランドにおけるナショナリズムを捉える。

次に、制度変化という視角について述べる。ボグダノーが政治的まとまりを維持するための方策として権限移譲を捉えていることは先述した。さらに、ボグダノーは 1998 年スコットランド法をイギリス統治（government）における最重要の国制的革命（constitutional revolution）であり、それはイギリスに準連邦制的統治システム（a quasi-federal system of government）をもたらしたとも述べる（Bogdanor 2001: 294）。1998 年以降にも、2012 年、独立住民投票を経た 2016 年スコットランド法によってスコットランドへさらなる権限が移譲された。

本稿では権限移譲による法律や国制という制度の変化についても着目する。特に、移譲権限に関する法律をウェストミンスター議会が制定する場合にはスコットランド議会の同意が必要になるとする条項にもとづく習律は、イギリスのヨーロッパ連合離脱との関連で度々争点となっている。

1998 年スコットランド法では社会保障政策に関する権限は留保権限とされたこともあり、2014 年の独立住民投票ではスコットランド独立後の社会保障のあり方が一つの争点となった。2016 年スコットランド法では、社会保障権限の一部がスコットランドに移譲された。そのことで画一的な社会保障政策に変化が生じている。それは、社会的連帯機能の下位国家レベルへの移転を意味するともいえる。ただ、独自の社会保障制度を確立するため

には財政政策、マクロ経済政策の権限移譲、また先進国に共通する高齢化社会に取り組むための政策策定のための権限も必要となる。スコットランドにはこれらの政策に関する権限の一部が断片的に移譲されているにすぎない。本稿では、移譲された権限に関してスコットランドではイングランドとは差異化されたどのような政策が導入されたのか、また留保権限に関する政策も含めてスコットランド政府はどのような経済戦略、人や投資の招致を目的としたキャンペーンを展開し、いかなる「社会」形成を企図しているのかを検討する。

世論に関しては、イギリスで毎年実施されているブリティッシュ社会的態度調査(British Social Attitudes Survey)、そのスコットランド版（Scottish Social Attitudes Survey）を参照し、ナショナル・アイデンティや国制変化に対する選好の変遷を分析する。独立住民投票に関しては階層や党派性などの投票要因を探る。加えて、例えば2007年、2011年のスコットランド議会選挙でのスコットランド国民党への投票が独立の支持と必ずしも相関していないことが明らかにされているように、スコットランド議会選挙とイギリス総選挙のスコットランドでの結果について検証することも、スコットランドの国制変化に対する世論の動向を理解するためには必要となる。

ここまで述べたような多元的な視角によるナショナリズムの理解は、次のようなナショナリズムの捉え方との関係でも重要性を帯びてくる。ジェームス・ミッチェルは「ナショナリズムを理解するためには、文脈、そしてナショナリストがそうした文脈にどのように反応したか捉える必要がある」と述べる（Mitchell 2014: 3)。

例えば、終章では2018年7月に下院で行われた「権利の要求」動議を取り上げるが、そこで展開される議員の主張を理解するには国民主権原則というアイデア、2016年スコットランド法による権限移譲内容、2017年イギリス総選挙のスコットランドでの選挙結果といった文脈を踏まえておく必要があるといえる。これは第3章と第4章との関係にもあてはまり、第4章で論じるナショナリズムを理解するために、第3章では2010年以降の連立政権下の社会保障政策について検討する。

さらに、ナショナリズムを多元的な視角から理解するということはナショナリズムの単線的な見方を退けることを可能にする。

1998年のスコットランドへの権限移譲前の1992年、権限移譲後の2001年にそれぞれ『スコットランドを理解する――国家なきネイションの社会学』(McCrone 1992)、『スコットランドを理解する――ネイションの社会学』(McCrone 2001）を発表したデイヴィッド・マクローンは[5]、2017年に600ページを超える『スコットランドの新たな社会学』を

[5] 2001年の著作タイトルからは国家なき（stateless）という文言が抜けた。これは、1998年スコットランド法による権限移譲とスコットランド議会設置を反映している。

出版した。そこでマクローンは、以下のように矢印を用いて 2014 年独立住民投票から 2 度目の独立住民投票実施までの選挙の時系列を示している[6]（McCrone 2017: 631）。

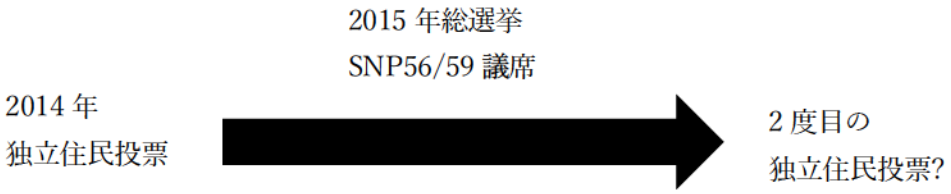

マクローンが社会・政治・経済の複雑性ゆえに社会科学者が予想には長けていないと前置きしているにも関わらず、その矢印があたかも運命の矢印のように描かれていることを社会学者のクリストファー・ブライアントは批判している（Bryant 2018: 260）。ミッチェルによれば、SNP の支持率の高さやスコットランド独立機運の高まり、つまり近年の政治的状況というプリズムを通してスコティッシュ・ナショナリズムの歴史叙述はなされる傾向がある（Mitchell 2014: 2）。第 1 章では、「ブリテンのなかのスコットランド」に配慮して、その歴史的、政治的、国制的関係からスコットランドのナショナリズムを理解するというマクローンの視角にならうが、単線的なナショナリズムの理解は避けるように努める。

最後に、本稿タイトルの「政治社会学的考察」の含意について述べる。ジェフェリー・マンサは権力、社会、国家、政治的対立の関係に関する研究を政治社会学であるとする[7]。また、政治社会学にはマクロとミクロな研究対象があり、前者は国民国家、政治的制度の変化のプロセスや要因という「大きな」問いを掲げ、後者は社会的アイデンティティや集団が個人の投票行動や政治参加にどのような影響を与えるのかについての研究であるとする。本稿は政治的理念・プロジェクトとしてのナショナリズムという視角から、スコットランドとイギリス（主にイングランド）の関係の変容を捉えることを目的とし、そのなかでイギリス総選挙やスコットランド議会選挙での投票行動と社会的アイデンティティや属性との関係も検討する。そのため、本稿の表題を「現代スコティッシュ・ナショナリズムの政治社会学的考察」とした。

---

[6] 2 度目の独立住民投票の投票質問は「スコットランドは EU のなかで独立すべきか？」とされている。

[7] （http://www.oxfordbibliographies.com/view/document/obo-9780199756384/obo-9780199756384-0001.xml）を参照。

3. 本稿構成

本稿の目次は以下の通りである。

序章

第 1 節　本稿の目的

第 2 節　分析視角

第 3 節　先行研究の検討

第 4 節　本稿構成と方法

第 1 章　スコティッシュ・ナショナリズムを理解する

第 1 節　政治的・国制的歴史からスコティッシュ・ナショナリズムを捉える

1-1　独立戦争から合邦まで

1-2　現代スコティッシュ・ナショナリズムの源流から SNP の設立と台頭まで

1-3　1979 年と 1997 年のレファレンダム

1-4　ニュー・レイバーとスコットランド議会の設置

第 2 節　SNP 政権の誕生と独立住民投票の実施

2-1　スコットランド議会選挙結果と SNP 政権の誕生、そして独立住民投票の実施

2-2　ナショナル・アイデンティティと国制変化に対する選好の変遷

第 3 節　スコットランド独立住民投票の法的規定、制度的文脈

3-1　レファレンダムという手段への批判とスコットランド独立住民投票

3-2　投票規定、住民投票キャンペーンの概要、投票結果

第 4 節　スコティッシュ・ナショナリズム理解のための視角

4-1　ネオ・ナショナリストとネオ・ユニオニスト

4-2　スコットランドの独立論議と「イングランド問題」

4-3　競争的ナショナリズムと福祉ナショナリズム

第 2 章　ニール・マコーミックとスコティッシュ・ナショナリズム

はじめに

第 1 節 ニール・マコーミック――コスモポリタンなローカル

第 2 節 ジョン・マコーミックの政治運動と「国王称号事件」裁判

2-1 ジョン・マコーミックの政治運動

2-2「国王称号事件」裁判――イングランドとスコットランドの「主権」

2-3 ニール・マコーミックによる「国王称号事件」裁判判決の解釈と敷衍

第 3 節 マコーミックのナショナリズム論の変遷と政治的文脈
3-1 漸進主義と実存的／実用的ナショナリズム
3-2 法的権利と政治的参加のためのナショナリズムからリベラル・ナショナリズムへ
3-3 リベラル・ナショナリズムとポスト主権
第 4 節 マコーミックのポスト主権論
第 5 節 ニール・マコーミックとスコットランド国民党
おわりに

第 3 章　連立政権の「大きな社会」構想と社会保障政策の帰結
はじめに
第 1 節　「大きな社会」という社会構想
1-1 「大きな社会」構想の理念的背景と「壊れたブリテン」という社会認識
1-2 「大きな社会」という「政治的」語彙
1-3 「大きな社会」政策の枠組みと統治形式
第 2 節　連立政権による社会保障政策とその帰結
2-1 連立政権による負債への取組みと社会保障支出額の変化
2-2 社会保障支出の分割とレトリックによる正当化
2-3 連立政権の税・社会給付政策の帰結
むすびにかえて

第 4 章　「寝室税」からみるナショナリズムと社会政策の融合とイングランドとスコットランドにおける住宅政策の乖離
はじめに
第 1 節 ナショナリズムの捉え方とナショナリズム－社会政策融合
1-1 ネイションの名において――言説的ナショナリズム
1-2 ナショナリズム－社会政策の融合とは
第 2 節 独立住民投票結果分析の検討と独立支持者像
第 3 節 ナショナリズムと社会政策の節合――「寝室税」の批判と独立の正当化
3-1「寝室税」とはどのような政策か
3-2 寝室税導入の政治的合理性
3-3 寝室税の評価と悪影響の相殺
3-4 寝室税の批判と独立の正当化
第 4 節 スコットランドとイングランドにおける住宅政策の乖離
4-1 1980 年以降のイギリスにおける住宅政策

4-2 イングランドとスコットランドの住宅政策の乖離
第5節 スコットランド政府による社会的投資アプローチ
5-1 社会的投資アプローチの特徴
5-2 スコットランド政府の文書にみる社会的投資アプローチ

第5章 ナショナリズムのもうひとつの顔 —— スコットランドの移民受け入れ政策とディアスポラ戦略

はじめに
第1節 サブステイト・ネイション（sub-state nation）と移民政策
1-1 スコットランドの寛容な移民受け入れ政策？
1-2 地域政党独自の移民政策の要因仮説
1-3 スコットランド政党政治界における移民政策コンセンサスの背景
1-4 政党間コンセンサスと民意
第2節 スコットランドのシティズンシップとディアスポラへのまなざし
2-1 スコットランドの人口構成と出生地
2-2 スコットランドの独立とシティズンシップ資格要件
2-3 スコットランド政府によるディアスポラへのまなざし
2-4 ネイション・ブランディングとスコティッシュ・ナショナリズム
第3節 スコットランドのマイノリティ・グループと独立住民投票
まとめと課題

第6章 ブリテンの国制の変容とスコティッシュ・ナショナリズムのゆくえ

はじめに
第1節 イングランド問題の決定的な解決？
1-1 イングランド法のためのイングランド投票（EVEL）とは何か
1-2 EVELの「問題化」と批判
1-3 EVELに対する評価と支持者像
第2節 スミス・コミッションの設立とスコットランドへのさらなる権限移譲
2-1 スミス・コミッションの過程と移譲権限の内容
2-2 世界でもっとも権限移譲された地域議会
第3節 2015・2017年総選挙と新たな分断線——2度目の独立住民投票？
3-1 SNPの「津波」——スコットランドにおける2015年イギリス総選挙結果
3-2 ヨーロッパ連合残留／離脱国民投票とスウェル・コンヴェンション
3-3 スコットランドでの2017年総選挙結果と2度目の独立住民投票？

第 4 節 不確実な国制と連邦制への移行？

おわりに

終章　「権利の要求」議論とスコティッシュ・ナショナリズム

第 1 節　2018 年 7 月 4 日「権利の要求」議論

第 2 節　あらためてスコティッシュ・ナショナリズムのゆくえ

以下に各章の概要を述べる。

第 1 章「スコットランドのナショナリズムを理解する」では、まずスコティッシュ・ナショナリズム研究者のデイヴィッド・マクローンの分析視角にならい、13 世紀の独立戦争から 2014 年独立住民投票までのスコットランドとイングランドの歴史的、政治的、国制的関係の変化について概述する。それは、第 2 章以降の論考を理解するための前提的知識となる。スコットランド議会設置と一次立法権の権限移譲がなされた 1998 年以降の政治的状況についてはやや詳しく述べて、2007 年、2011 年のスコットランド議会選挙で SNP が第一党になった要因も検討する。また、世論調査を参照してアイデンティティと国制変化の選好の関係についても論じる。さらに、2014 年の住民投票に至る政治的交渉、規定、キャンペーンについても概述する。

加えて、第 1 章第 4 節では、政治家の言説や政府による政策あるいはナショナリズムを規定するような政治的立場、スコットランドへの権限移譲にともなって表面化してきた「問題」について述べ、さらに経済的競争力と不平等への取組みの両立を掲げた政府文書を競争国家論という視角から読み解く。

第 2 章「ニール・マコーミックとスコティッシュ・ナショナリズム」は、ニール・マコーミックの論考や政治的活動から現代スコティッシュ・ナショナリズムの性格の一端を捉えることを目的とする。まずは、ニール・マコーミックのアカデミックな、そして政治的な経歴を簡単に紹介する。そのあとで、ニール・マコーミックの父親であり SNP の設立者の一人でもあったジョン・マコーミックの自治運動について述べる。特に「国制称号」裁判に着目する。そして、その判決傍論で示されたスコットランドとイングランドの国制原則の違いをニール・マコーミックが理論的に精緻化していったことを論じる。さらに、マコーミックによるナショナリズム論とポスト主権論を追い、そうしたアイデアが SNP にいかなる影響を与えているのか検討する。第 2 章の最後ではニコラ・スタージョンによる 2012 年の演説を引用する。そこでは、マコーミックによるナショナリズムの二分法に依拠して、スコットランド政府が実用的なナショナリズムを展開していくことが表明されている。

先述したように、ナショナリズムを理解するには、政治的・社会的文脈とそれに対する

ナショナリストの反応を捉える必要がある。第 3、4 章はスコットランド独立住民投票の文脈とその文脈に対する SNP 政権の対応について検討する。

まず、第 3 章「連立政権の「大きな社会」構想と社会保障政策の帰結」では、2010 年以降の保守党・自民党連立政権による旗艦ポリシーであった「大きな社会」（Big Society）を取り上げ、それがいかなる社会構想であったのか探る。そのあとで、「大きな社会」の一環として進められた社会保障政策とその帰結について検証する。

第 4 章「ナショナリズムと社会政策の節合とイングランドとスコットランドにおける住宅政策の乖離」は、第 3 章で論じた連立政権下の社会政策展開という文脈のなかで、スコットランド政府が連立政権の「寝室税」という政策を批判しながらスコットランドの独立の必要性という主張を節合して「福祉ナショナリズム」を展開していったことを論じる。

そして寝室税導入の背景にある政治的合理性を探るために、近年のイギリスにおける住宅政策を検討し、権限移譲を機にイングランドとスコットランドの政策に乖離が生じていることを確認する。さらに、経済的競争力向上と不平等への取組みの両立を企図してスコットランド政府が着目する社会的投資アプローチについて述べる。

第 5 章「ナショナリズムのもうひとつの顔 ——スコットランドの移民受入れ政策とディアスポラ戦略」では、スコットランドの移民受け入れ政策と政府の「ディアスポラ」戦略について論じる。章の前半では、スコットランドの政党がイングランドの政党と比較すると移民受け入れに積極的な態度を示していること、さらにイングランドの世論同様スコットランドでも移民に対する厳しい世論という状況のなかで、それでもスコットランドではイギリス独立党など反移民政党の台頭が抑制されていることの要因仮説を提示する。後半部では、独立住民投票前にスコットランド政府が白書で掲げたシティズンシップ要項を読み解き、その背景を探り、またスコットランド政府が「ディアスポラ」へのまなざしを向けて、「ディアスポラ」づくりに積極的に関与していることを明らかにする。その一環として政府が用いている指標についても論じる。それから、「ニュー・スコッツ」と名づけられる人びとの独立住民投票での投票行動について検討する。

第 6 章「ブリテンの国制変容とスコティッシュ・ナショナリズムのゆくえ」では、独立住民投票以降の国制とスコティッシュ・ナショナリズムの変化について述べる。まずは「イングランド問題」と「スコットランド問題」に対して、それぞれどのような解決策が提示され、法制化がなされたのかを追う。そして、「スコットランド問題」に対して与えられた回答であるさらなる権限移譲の範囲と内容を確認し、社会文化的構成インデックス（the Societal Cultural Index）を参照することで他国の地域政府への移譲権限と比較する。

加えて、2015、2017 年のイギリス総選挙のスコットランドでの選挙結果を分析することで、イギリスのヨーロッパ連合からの脱退が新たな分断線をもたらした結果、スコットランドにおける政党支持に大きな変化が起きたことを示す。さらに、ブレグジットに関す

る訴訟を取り上げ、それがイギリス国制に関するあらたな政治的争点を生んでいることを述べる。そのあとで、イギリスの連邦制への移行について論じる。

終章「「権利の要求」議論とスコティッシュ・ナショナリズム」では、2018年7月4日に実施された「権利の要求」動議に関する議論で、スコットランド国民議員とスコットランド保守党・労働党やスコットランド大臣のあいだでどのような主張と批判の応酬が展開されたか描写する。最後に、「権利の要求」議論と第 6 章までの論考を踏まえてスコットランドのナショナリズムの展望を述べる。

参考文献

Bogdanor, Vernon, 2001, *Devolution in the United Kingdom*, Oxford: Oxford University Press.

————, 2009, *The New British Constitution*, Portland: Hart Publishing.

Brubaker, Rogers, 1996, *Nationalism Reframed*, Cambridge: Cambridge University Press

Bryant, Christopher G. A., "McCrone's Understanding of Scotland 2017: Textbook and Treatise", *Scottish Affairs*, 27(2): pp. 251-270.

Dicey, A.V., 1915, *Introduction to the Study of the Law of the Constitution, 8th Edition*, London: Macmillan. (=1983, 伊藤正己・田島裕訳『憲法序説』学陽書房.)

Keating, Michael, 2017, "Plurinational State", in Stephan Leibfried, Evelyne Huber, Matthew Lange, Jonah D. Levy, Frank Nullmeier and John D. Stephens (eds.), *The Oxford Handbook of Transformations of the State*, Oxford: Oxford University Press, pp. 532-546.

Kennedy, James, 2018, "The Emergence of Conjoined Nationalism and Regionalisms in the British Isles", in Xosé M. Núñez Seixas and Eric Storm (eds.), *Regionalism and Modern Europe: Identity Construction and Movements from 1890 to the Present Day*, London: Bloomsbury Publishing, pp. 323-342.

Kidd, Colin, 2008, *Union and Unionisms: Political Thought in Scotland, 1500–2000*, Cambridge: Cambridge University Press.

君塚直隆, 2015,『物語　イギリスの歴史（上)』中央公論新社.

McCrone, David, 1992, *Understanding Scotland: The Sociology of a Stateless Nation*, London: Routledge.

————, 2001, *Understanding Scotland: The Sociology of a Nation*, London: Routledge.

————, 2017, *The New Sociology of Scotland*, London: Sage.

Mitchell, James, 2014, *Scottish Question*, Oxford: Oxford University Press.

佐藤成基, 2017, 「カテゴリーとしての人種, エスニシティ,ネーション――ロジャーズ・ブルーベイカーの認知的アプローチについて」『社会志林』64(1): pp.21-48.

山口定, 1989,『政治体制』東京大学出版会.